

台風時等における授業(試験を含む)の取扱いについて(名駅サテライトキャンパス)

- ① 台風が東海地方を直撃すると予想されたときは、学長の判断により授業を休講とする場合がある。当該休講にかかる情報については、学内掲示板、ホームページおよび休講・補講情報配信で提供する。
- ② 愛知県尾張東部・西部地域以外に特別警報(種別は問わず)または暴風警報が発令された場合は、愛知県尾張東部・西部地域以外の居住地の者は、特別警報(種別は問わず)または暴風警報が解除されるまで登校しなくてよい。
- ③ 授業中に愛知県尾張東部・西部のいずれかの地域に特別警報(種別は問わず)または暴風警報が発令された場合は、直ちに授業は中止し、発令時以後の授業は行わない。ただし、試験時間中に暴風警報が発令された場合は、当該試験科目の終了まで行い、以後の試験は行わない。
- ④ 授業中に愛知県尾張東部・西部のいずれかの地域に特別警報(種別は問わず)または暴風警報が発令された場合は、学長の判断により帰宅することを禁じる場合がある。
- ⑤ 愛知県尾張東部・西部地域の特別警報(種別は問わず)または暴風警報が解除された場合は、以下のとおりとする。
 - イ. 午前7時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - ロ. 午前10時までに解除された場合は、第3時限より授業を行う。
 - ハ. 午後3時までに解除された場合は、第5時限より授業を行う。
 - ニ. 午後3時現在、愛知県尾張東部・西部のいずれかの地域に特別警報(種別は問わず)または暴風警報が発令されている場合は、その日の授業は行わない。
- ⑥ 特別警報(種別は問わず)または暴風警報解除後に登校する際に、交通機関の故障又は運行ダイヤの乱れ等により授業を遅刻した者は、授業担当者に申し出ること。

《備考》

授業の有無に関する電話等での問い合わせには一切応じない。

前記②により欠席した者は、名駅サテライトキャンパス事務室にて所定の手続きをすること。

(大学院要項から抜粋)

注意

この台風時における授業(試験を含む)の取扱いは、名駅サテライトキャンパスの取扱いなので、犬山キャンパスの授業については別の取扱いがあるので、ご注意ください。休講となった授業については、補講が行われますので、授業担当者からの指示をお待ちください。

名駅サテライトキャンパス事務室